

公立大学法人奈良県立大学附属高等学校教員採用規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）職員のうち附属高等学校の教員（教諭、養護教諭及び実習助手をいう。以下「高校教員」という。）の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他の関係法令並びに就業規則の定めるところによる。

(採用)

第3条 高校教員の採用は、選考によって行うものとする。

(選考)

第4条 高校教員の採用に係る選考は、学長が行う。

2 学長は、高校教員の選考にあたり、附属高校教員審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くことができる。

3 審査委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 事務局長

(2) 附属高等学校長

(3) 附属学校室長

4 審査委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

5 委員長は、審査委員会を主宰する。

(選考の方法)

第5条 選考は、選考される者が職務遂行能力を有しているかどうかについて、次条に定める選考の基準に基づき判断するものとする。

2 選考の方法は、必要に応じて経歴評定、筆記試験その他の方法を併せて用いることができる。

(選考の基準)

第6条 選考は、次の各号のいずれにも該当する者について行う。ただし、実習助手の選考においては、第2号を除く。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者

(2) 高等学校の教諭の免許状（養護教諭の場合にあつては、養護教諭の免許状。それぞれ専修免許状又は一種免許状に限る。）を有している者又は取得見込である者

(3) その他、附属高校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力として、学長が必要と認める知識、知能、技能、経験等を有する者

(選考時に提出する書類)

第7条 高校教員として採用されることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 受験の資格要件を証明する書類
- (3) その他学長が必要と認めるもの

(選考の共同実施)

第8条 学長は、適当な機関と共同して選考を実施することができる。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。